

国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項の一部改正について

改正理由：教職協働による大学運営の推進に係る推進本部・委員会組織体制の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

| 改 正  | 現 行  |
|--|--|
| <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する理事又は副学長 2名</p> <p>(2) 附属学校を所掌する副学長</p> <p>(3) 学系長</p> <p>(4) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p><u>(5) 財務・研究推進部長</u></p> <p><u>(6) 研究・連携推進課長</u></p> <p><u>(7) 財務課長</u></p> <p>2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、<u>本部長は前項第1号の本部員の中から学長が指名し、副本部長は前項第5号の本部員をもって充てる。</u></p> <p>3 本部長は、推進本部の業務を総括する。</p> <p>4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和3年4月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。</u></p> | <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する理事又は副学長 2名</p> <p>(2) 附属学校を所掌する副学長</p> <p>(3) 学系長</p> <p>(4) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p><u>(5) 研究・連携推進課長</u></p> <p><u>(6) 財務課長</u></p> <p>2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、<u>本部長及び副本部長は学長が指名する</u><br/>。</p> <p>3 本部長は、推進本部の業務を総括する。</p> <p>4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>[省略]</p> |